

2026年度版

募集要項

活学書院

〒604-8822 京都市中京区壬生辻町 11番地 1

電話:075-812-8682 FAX:075-812-8686

E-mail: keisho@katugaku.com

yasuda@katugaku.com

URL: <https://www.katugaku.com/>

I コース概要

進学コース

入学時期	コース	出願期間	定員
4月	進学2年コース	9月1日～9月30日	320名
10月	進学1年6か月コース	4月1日～4月30日	40名

入学時期	コース	目的	対象レベル	到達目標
4月	進学2年コース	進学	JLPT N5 (CEFR A1) 150時間以上の学習歴	JLPT N2 (CEFR B2)
10月	進学1年6か月コース	進学	JLPT N4 (CEFR A2) 300時間以上の学習歴	JLPT N2 (CEFR B2)

終了時期：コースの終了は、3月末とする。

授業時間：月～金曜日(週5日)、1日4コマ

第一部<午前クラス> 9:00～12:35

第二部<午後クラス> 13:15～16:50

※ 午前クラス・午後クラスのいずれかになるかは「日本語レベル、定員状況により決定」される。

II 出願資格

- ① 外国において12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- ② 17歳以下の者
- ③ 4月生については日本語能力試験N5以上(CEFR A1以上)の能力を有するもの。または150時間以上の日本語学習歴を有する者。
(JLPTの5級、BJTの300点以上、J-TESTのFG250点以上、NAT-TESTの5級以上、TOP-Jの初級A以上、J-cert初級以上、JPTの315点以上等)
- ④ 10月生については日本語能力試験N4以上(CEFR A2以上)の能力を有するもの。または300時間以上の日本語学習歴を有する者。

III 出願方法:

来校して直接手続をされる場合は、出願願書を持って、学校の窓口へお越しください。

郵送にて出願書類を提出される場合、下記の住所まで送ってください。

住所: 604-8822 京都市中京区壬生辻町11番地1 活学書院 募集担当 宛

IV 選考方法

選考は、書類選考後、本人と経費支弁者との面接・面談を行った上で、厳正な審査を経て合否を決定する。

V 出願から入学までの流れ

- ① ビザ申請書類提出(申請者→学校)
- ② 学内書類審査後大阪出入国在留管理局へ提出(学校→入管)
- ③ 在留資格認定証明書の交付(入管→学校)
- ④ 学費の納付(申請者→学校指定口座)
- ⑤ 在留資格認定証明書と入学許可書の送付(学校→申請者)
- ⑥ 在外日本大使館及び総領事館にてビザ申請(申請者→大使館)
- ⑦ ビザ取得後来日(申請者→学校)
- ⑧ プレースメントテスト・オリエンテーション(入学)

VI 提出書類

申請者に関する資料

- 1、入学願書一式(原本)(学校指定様式3枚、留学理由書は別紙にて添付してください)
パソコンで入力し、申請者本人が直筆で署名すること。
学歴及び学歴以外の経歴は正確に漏れなく記入してください。空白期間がある場合、説明書を付けてください。
最終学歴が3年以上経過している場合、留学目的を明確にしてください。
留学理由書は留学目的を明確にし、留学のきっかけ、将来の夢なども詳しく記述してください。
- 2、パスポートコピーまたは身分証明書。
- 3、最終学歴卒業証書または卒業証明書(原本)
- 4、最終学歴成績証明書(原本)
- 5、日本語能力試験合格証明書(入管指定の様式に準じる)
JLPT、J-TEST、NAT-TEST、TOP-J、J-certなど入管認定の合格証明書。
上記合格証明書がある場合でも、150時間以上、300時間以上の日本語学習証明書を提出してください。
- 6、日本語学習証明書(原本)
日本語を勉強した学習機関にて作成。毎日、毎週の学習時間、学習期間、合計学習時間数、学習機関名、住所、連絡先など詳しくご記入してください。
- 7、在職証明書(原本)
職歴がある場合に提出。在職中の役職、会社住所、電話番号など詳しくご記入ください。
- 8、写真8枚 縦4cm×横3cm ※「3か月以内に撮影したもの。裏面に名前を記入」

経費支弁者に関する資料

- 1、経費支弁書(原本)(学校指定様式1枚)
経費支弁者は、基本的に両親とします。それ以外の場合は、一度ご相談ください。
パソコンで入力し、支弁者が直筆で署名。申請人との関係、経費支弁の経緯などを詳細にご記入してください。
- 2、親族関係証明書(原本)
- 3、預金残高証明書(原本)
- 4、銀行取引証明書(原本)
- 5、資金形成経緯説明書(原本)
- 6、在職証明書(原本)
入社年月日、在職期間、職務等を詳細に記入してください。
自営業の場合は営業許可証を提出してください。会社役員の場合は法人登記簿謄本を提出してください。
- 7、収入証明書(原本) 及び納税証明書(原本)
過去1年間のものを提出してください。勤務先または地方自治体にて発行されたもの。

8、誓約書(原本)

申請人と支弁者の直筆の署名が必要。

書類提出上の留意点

- 提出書類は、当校にて厳正に審査してから、大阪出入国管理局へ提出します。提出までメールや電話等で再度内容確認する場合がありますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。なお、入管提出後も追加資料提出の依頼がございますので、その際には、迅速な対応をお願い申し上げます。
- 全ての提出資料には必ず日本語の訳文を添付してください。翻訳の質が悪くて、審査不合格の場合もありますので、ご注意ください。翻訳者の氏名、所属先、連絡先を明記してください。
- 出願書類は、原本は出入国管理局へ提出しますので、必ず控えとしてコピーを保留してください。
- 書類はなるべくA4用紙で提出してください。
- 過去日本滞在歴のある方や、在留資格認定証明書の申請歴がある方は、必ずご記入ください。
- 在日親族がある方は、在留カード(表・裏)コピーと勤務先、通学先を詳しくご記入ください。

VII 学費及び入居料等諸費用

1、学費及び入居料諸費用一覧表

貨幣単位：日本円

学費等諸費用	1年目	入居等諸費用	金額	備 考		
選考料	33,000	入居費	50,000	入居手続き及び設備使用料等		
入学金	55,000	保証金	10,000	退去後修繕、掃除、光熱費等差引返金		
学 費	660,000	保険金(生・賠)	12,400	火災、故障賠、自転車保険、健康診断等		
施設費	44,000	布団代等	8,000	布団セット等		
教材・課外活動費	33,000	国民健康保険	27,600	加入により、医療費3割負担。		
銀行支払手数料	4,000	家賃預り金	105,000			
小 計	829,000	小計	213,000	初年度留学にかかる費用		
①一括納付	1,042,000	②分割納付	来日前	700,000	来日後	360,000

※上記金額には消費税10%が含まれている。

※日本居住者は国民健康保険への加入の義務があります。病院での負担割合は70%が保険、30%が個人負担になります。

※保険金(生・賠)は様々なトラブルに対応するために加入が必須です。

2年目諸費用	4月期生	7月期生	10月期生	1月期生
学費	660,000	495,000	330,000	165,000
施設費	44,000	33,000	22,000	11,000
教材・課外活動費	33,000	24,750	16,500	8,250
保険金(生・賠)	12,400	10,000	8,000	6,000
国民健康保険	27,600	20,700	13,800	6,900
請求合計	777,000	583,450	390,300	197,150

※上記金額には消費税10%が含まれている。

2、学生寮 月額家賃： 1人部屋 45,000円、 2人部屋 31,000円、 4~6部屋 21,000円

入学から卒業するまで原則として学生寮に入居するものとする。特別な事由のある方は応相談。

VIII その他の費用について

- 上記費用以外に、ハンコ費用1000円、初年度空港から寮までの交通費5,500円が発生します。日本語能力試験受験希望者は入国後別途7,500円/回が発生しますので、ご了承ください。
- 海外からの送金は手数料がかかります。手数料が引かれて送金された場合は、来日後、学生本人から徴収いたします。

IX 学費等諸費用返金規定

- 1、在留資格認定証明書が交付されなかった場合は、選考料を除いた全額を返金します。
- 2、在留資格認定証明書交付後、ビザが発給されない、ビザが発給されたが、入学を取りやめた場合、選考料と入学金を除き返金します。学費を支払う前に入学を取りやめた場合には、選考料と入学金を請求します。

(入学後)

■入学後、6か月分の学費、施設費、支払い済みの保険金(生・賠)、入居費、保証金、布団代等は返金できません。当初の予定を早めて退学する場合は、入学から6か月分の学費、施設費、保険金((生・賠)は加入済みのため返金不可)、入居費、保証金、布団代等を除き、下記の計算方法に基づき返金します。ただし、解約事務手数料33,000円がかかります。返金合計額が解約事務手数料より少ない場合は清算しません。

① 学費、施設費については3か月単位で返金します。

・3か月授業料:

(2024年 4月生・10月生) 3か月 158,400円(10%消費税込)

(2025年 4月生) 3か月 165,000円(10%消費税込)

(2026年 4月生) 3か月 165,000円(10%消費税込)

・施設費:

(2024年 4月生・10月生) 3か月 11,000円(10%消費税込)

(2025年 4月生) 3か月 11,000円(10%消費税込)

(2026年 4月生) 3か月 11,000円(10%消費税込)

② 国民健康保険料、教材・課外活動費、家賃預り金については、下記の計算方法に基づき返金します。

・国民健康保険料:市区町村に支払い済み分(支払予定分を含む)を除いて返金

・教材費:配布済みテキスト代とコピー代等(1か月1,000円)を引いて、返金

・課外活動費:参加しなかった場合は返金(但しキャンセル期日を過ぎた場合は返金なし)

・保険金(生・賠):返金なし

■在留期間更新許可申請が不許可となり、退学して帰国する場合は、返金できません。但し、学費支払い残額が3か月以上ある場合は、上記の計算方法により返金します。

■学期途中に、就労・日本人配偶者等・家族滞在・定住者等の、留学以外の中長期在留者の在留資格に変更し退学する場合、在籍が1年未満の場合は、上記の計算方法での返金とし、事務解約手数料がかかります。ただし、残金が手数料の額に満たない場合、手数料はかかりません。1年以上在籍した後に在留資格を変更した場合は、変更日を含む月までの学費、施設費、保険金(生・賠)、支払い済み国民健康保険を除いて、月割りで返金します。解約事務手数料はかかりません。

■法令・校則に違反し、除籍処分となった場合は、返金できません。

■返金は、原則として帰国確認後、または在留資格変更後に、海外もしくは国内の口座に1か月以内に振り込みます。なお、返金に係る送金手数料は、受取人負担とします。

X 寄費返還規定

1. 入寮後、6か月未満で退学する場合は、退学の旨を事務局に連絡した日の翌月までの寮費を除いて、残金があれば返金します。

XI 奨学金について

- 1、財団奨学生 : 1名 月額 10万円 (年額120万円)
- 2、私費外国人留学生学習奨励費(文部科学省): 1名 月額 3万円(年額36万円)
- 3、その他、定期的に皆勤賞、精勤賞、努力賞などを表彰する。